

特定不妊治療や不育症治療の費用助成

関すこやか生活課 ☎・☎(581)0201 ☎(581)1628

不妊症や不育症と診断され、治療を受けている夫婦に対し、治療費用の一部を助成します。申請方法や申請期限など詳しくは上記へお問い合わせください。

	特定不妊治療 (体外受精・顕微授精)	不育症治療
対象者	「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けている夫婦 (双方共通) ・治療開始時点で妻の年齢が43歳未満であること ・申請時に夫婦の両方または一方が、市内に住民登録があること ・助成申請時に市税などを滞納していないこと ・医療機関で特定不妊治療もしくは不育症の治療を受けた人	前年度の世帯収入が合計730万円未満の夫婦
助成額	1回の治療につき上限5万円 (治療法により助成額が異なる場合あり)	・医療保険適用内：年度内上限5万円 ・医療保険適用外：年度内上限10万円
その他	特定不妊治療とあわせて男性の治療(TESE・MESAなど)を実施した場合の費用も助成します。(上限5万円) ※助成回数などは「滋賀県不妊に悩む方への特定治療支援事業」に準じる	助成は最高5年まで

No.74

ウルちゃんのつぶやき

大型連休中の大掃除は 計画的に



例年、大型連休の際に環境センターへ多くの直接搬入があります。廃棄物を直接搬入するときは下記の点に注意してください。

- ①市役所か各地区会館での事前申請が必要です。(地区会館での申請は軽トラックで月1回分の量までに限ります)
- ②搬入を許可する期間は最大2週間です。
- ③2t以上の大型車両や軽トラック5回以上の搬入の場合、廃棄物の事前確認をします。連休前は事前確認の件数が多いので、余裕を持って申請してください。



ごみ出しメモ：多量の場合、1日の搬入量を制限する場合があります。

関ごみ減量推進課

☎・☎(582)1121 ☎(583)3911

固定資産土地・家屋価格など 縦覧帳簿の縦覧

関税務課 ☎・☎(582)1115 ☎(583)9738

固定資産税の納税者がほかの固定資産と比較し、自分の固定資産の評価額が適正かどうかを判断できるよう縦覧を行います。

☎4月1日(水)～6月1日(月)の平日午前8時30分～午後5時15分

所税務課

☎土地の納税者(土地価格等縦覧帳簿)、家屋の納税者(家屋価格等縦覧帳簿)

☎運転免許証や納税通知書など本人確認できるもの(代理人の場合は委任状と代理人の本人確認ができるもの)

